

北陸信越運輸局報

第388号

平成25年11月11日(月曜日)
(毎月3回1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話(025)285-9000
FAX(025)285-9170
<http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

表彰	△平成25年 北陸信越運輸局長表彰等・・・・・・・・・・	1P～11P
公示	△「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について等 ・・・・・・・・・・	12P～20P
許認可等	△一般貨物自動車運送事業の許可等・・・・・・・・・・	20P
行政処分	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分等・・・・	21P～25P

○ 表 彰

○平成25年 北陸信越運輸局長表彰

(陸運及び観光関係功労者表彰)

多年にわたり陸運及び観光関係各部門における功績が顕著により、下記の方々を平成25年11月1日付けで表彰した。

記

平成25年 北陸信越運輸局陸運及び観光関係功労者表彰受賞者名簿

(35名)

(事業功労)

部 門	県別	氏 名	現 職
バス	長野	キウチ ミキオ 木内 美喜雄	千曲バス(株) 常務取締役
	長野	ウエマツ ミツユキ 植松 光幸	柿木観光バス(株) 取締役部長
タクシー	長野	イケダ エイチ 池田 榮一	南信州広域タクシー(有) 代表取締役
トラック	新潟	サワノ ヨシヒロ 澤野 義廣	中越通運(株) 専務取締役
	長野	コイケ カズユキ 小池 和幸	川上陸送(株) 代表取締役
	長野	ナカムラ トシヒサ 中村 俊久	(株)安曇 代表取締役

トラック	富山	ウエミズ 上水	ヒデオ 英夫	(有)福岡運送 代表取締役社長
	富山	ナベタニ 鍋谷	ヨシノリ 芳憲	鍋谷運送(株) 代表取締役社長
整備	長野	ケガイ 毛涯	ジュンサク 俊作	(株)カーセンター長野 代表取締役
	長野	ヤマモト 山本	スミオ 澄夫	ニュー共和オート(株) 代表取締役
	長野	ナカムラ 中村	テツオ 哲夫	(有)鈴木自動車 取締役
	長野	サトウ 佐藤	アキラ 彰	佐藤自動車(株) 代表取締役
	長野	オギワラ 荻原	ミユキ 美行	(有)穂高モータース 代表取締役
	長野	シオハラ 塩原	ヨシオ 芳夫	(有)シオハラ自動車 代表取締役
	長野	キタムラ 北村	スエオ 末男	(有)北村自動車工業 代表取締役
	長野	タナカ 田中	ケンイチ 賢一	松本平車検協業組合 専務理事
	長野	タナカ 田中	ヒデト 秀人	(有)田中自動車 代表取締役
	長野	フルハタ 降旗	ヒデジ 秀司	(有)降旗自動車修理工場 代表取締役
	長野	カトウ 加藤	トシユキ 俊之	加藤自動車整備工場 代表
	長野	サクライ 桜井	ナカアキ 仲秋	(株)ジーエス自動車整備工場 専務取締役
	長野	ナカムラ 中村	チアキ 千秋	(有)中村モーター商会 代表取締役
	長野	ミヤザワ 宮澤	シュウイチ 修一	飯田自動車(株) 代表取締役
	長野	ミヤジマ 宮嶋	コウジ 幸治	ミヤジマボディー 代表
	富山	オオタ 太田	アキオ 昭生	(有)カーペイントとなみ 代表取締役
	富山	オダ 小田	オサム 修	小田自動車 代表
	石川	イマカド 今門	マサジ 正二	ダイワオート(株) 代表取締役
	石川	ハラ 原	ツトム 勉	(株)ハラ自動車 代表取締役社長
	販売	新潟	ワクイ 涌井	ヤスマサ 保政
新潟		タナカ 田中	タダシ 忠	日産プリンス新潟販売(株) 常務取締役
新潟		トドリキ 等々力	トオル 徹	(一社) 日本自動車販売協会連合会新潟県支部長
石川		ミナミ 南	カズヒコ 和彦	石川トヨタ自動車(株) 専務取締役

販売	石川	タケモト トキオ 竹元 外喜男	ネッツトヨタ石川(株) 専務取締役
	石川	センダ ウミト 千田 海遠	(株)ホンダカーズ石川南 常務取締役
観光	長野	ヒガシフシ ミ アキヨシ 東伏見 韶俣	(株)ホテルハイジ 代表取締役
自家用	富山	マカワ カズアキ 前川 和章	(一社) 富山県自家用自動車協会連合会 理事

平成25年 北陸信越運輸局陸運及び観光関係功労者表彰受賞者名簿

【新潟】

(46名)

(永年勤続功労)

部 門	氏 名	所属事業所(団体)名
バス従事者	オダ カズノリ 織田 一徳	新潟交通(株)
	ハセガワ ムツオ 長谷川 六男	新潟交通(株)
	スギモト シュウゾウ 杉本 修藏	新潟交通(株)
	オオシオ ミチコ 大塩 美知子	新潟交通(株)
	マルヤマ タカアキ 丸山 高明	越後交通(株)
	シミズ アツコ 清水 厚子	頸城自動車(株)
バス運転者	ワタナベ ヨウヘイ 渡邊 洋平	新潟交通(株)
	オオダイラ ツヨシ 大平 剛	越後交通(株)
	ミヤザワ カズオ 宮沢 和雄	越後交通(株)
	ヒラノ トシカツ 平野 敏勝	頸城自動車(株)
タクシー従事者	ミズシマ ヨシオ 水島 芳男	頸城ハイヤー(株)
	サトウ ヒデトシ 佐藤 秀利	頸城ハイヤー(株)
タクシー運転者	サワダ コウサク 澤田 耕作	頸城ハイヤー(株)
個人タクシー運転者	ホソノ ヨシヒロ 細野 義廣	個人タクシー
トラック従事者	カミヤマ ヒロユキ 上山 裕之	中越通運(株)
トラック運転者	シバタ ミネオ 柴田 峰雄	新潟運輸(株)

トラック運転者	マツイ 大助 松井	ダイスケ	新潟運輸(株)
	ワタナベ 昭一 渡邊	ショウイチ	山ス運送(株)
	オガワ 勝喜 小川	カツヨシ	中越通運(株)
	ナイトウ 和幸 内藤	カズユキ	寺泊交通(株)
	ハラ 修一 原	シュウイチ	中越運送(株)
	カナハラ 徹 金原	トオル	新潟郵便輸送(株)
	キムラ 武行 木村	タケユキ	富士興業(株)
販売従事者	トウノ 半一 當野	ハンイチ	新潟トヨタ自動車(株)
	エビ 正夫 海老	マサオ	トヨタカローラ新潟(株)
	スズキ 弥一 鈴木	カイイチ	トヨタカローラ北越(株)
	ミヤザワ 和男 宮澤	カズオ	ネットトヨタ新潟(株)
	サトウ 良行 佐藤	ヨシユキ	ネットトヨタ新潟(株)
	シマクラ 淳一 島倉	ジュンイチ	新潟日産自動車(株)
	ヤザワ 稔 矢澤	ミノル	新潟日産自動車(株)
	アネザキ 光夫 姉崎	ミツオ	日産プリンス新潟販売(株)
	フジイ 昌幸 藤井	マサユキ	日産プリンス新潟販売(株)
	サトウ 正嗣 佐藤	マサン	(株)日産サティオ新潟
	タカギ 俊之 高木	トシユキ	(株)日産サティオ新潟
	サングウ 政和 三宮	マサカズ	(株)日産サティオ新潟西
	タカオカ 正一 高岡	ショウイチ	新潟スバル自動車(株)
	ヒロイ 正則 廣井	マサノリ	新潟スバル自動車(株)
	ホシ 泉 星	イズミ	(株)スズキ自販新潟
	イシザカ 和幸 石坂	カズユキ	(株)スズキ自販新潟
車体整備従事者	マルヤマ 薫 丸山	カオル	(株)丸山車体製作所
	イムラ 彰 井村	アキラ	(株)丸山車体製作所

車体整備従事者	ワタナベ 渡邊	ケンイチ 建一	(株)丸山車体製作所
	ミヤジマ 宮嶋	カズオ 一男	(株)丸山車体製作所
	タカハシ 高橋	サトジ 里次	大滝自動車工業(株)
団体従事者	オオハシ 大橋	サトコ 佐登子	(一財)新潟県自動車標板協会
添乗員	サカイ 坂井	ノブヨ 信予	(一社)日本添乗サービス協会

【長野】

(17名)

(永年勤続功労)

部 門	氏 名	所属事業所(団体)名	
バス従事者	ナカムラ 中村	ケンイチ 賢一	おんたけ交通(株)
	ウエダ 上田	キヘイ 喜平	おんたけ交通(株)
バス運転者	コバヤシ 小林	ユウイチ 祐一	(株)関電アメニックス
	タカハシ 高橋	アキラ 彰	長電バス(株)
トラック運転者	シバタ 柴田	カズオ 一夫	信越定期自動車(株)
	タケウチ 竹内	ナルヒコ 成彦	(株)JAアグリエール長野
トラック従事者	タケマエ 竹前	ミヨコ 美代子	信越定期自動車(株)
	シモダ 下田	トシコ 敏子	(株)日本生活互助会
タクシー運転者	ヤマギシ 山岸	シンジ 信二	つばめタクシー(株)
自動車整備士	タシタ 田下	カズオ 一夫	(株)マルヨシ自動車整備工場
	ナガサカ 長坂	ケンジ 賢次	(株)マルヨシ自動車整備工場
	カツヤマ 勝山	タツヒロ 達広	名鉄自動車整備(株)
	ヤマモト 山本	リョウジ 良次	(株)高沢モータース
	ヤノ 矢野	キミオ 公雄	(有)大西商会
	クロダ 黒田	ヒデキ 英樹	(株)高沢モータース
	クサブカ 草深	マサヨシ 正芳	(株)ボディーショップキガサワ

車体整備士	ハラダ 原田	ヒロフミ 寛文	(有)原鋳
-------	-----------	------------	-------

【富山】

(15名)

(永年勤続功労)

部 門	氏 名	所属事業所(団体)名
タクシー運転者	ワカバヤシ タカトシ 若林 隆敏	富山交通(株)
	カドワキ マサヒト 門脇 正仁	富山交通(株)
	ゼン カ キヨヒト 善加 清人	個人タクシー
トラック運転者	マツバラ チカユキ 松原 史行	日本通運(株)
	コヅカ トミオ 小柄 富夫	伏木貨物自動車(株)
	ニシダ トシヒロ 西田 俊裕	トナミ運輸(株)
販売	オザワ ススム 小澤 晋	(株)日産サティオ富山
	ドイ マサオ 土肥 正雄	(株)日産サティオ富山
	シバタ アキオ 柴田 昭雄	(株)日産サティオ富山
	クロダ ヤスオ 黒田 康夫	ネッツトヨタノヴェルとやま(株)
整備教育指導員	クニオク カズヒロ 国奥 一博	(一社) 富山県自動車整備振興会技術講習所
整備士	スガモト オサム 菅本 修	(有)本田自動車工業所
	ヒライ カツヨシ 平井 勝義	婦中自動車工業(株)
	ヤマシタ タケン 山下 武	ヤマ自動車(株)
自家用	タマイ ユウイチ 玉井 裕一	(一社) 富山県自家用自動車協会連合会

【石川】

(12名)

(永年勤続功労)

部 門	氏 名	所属事業所(団体)名
タクシー運転者	ヨシダ タカユキ 吉田 孝征	個人タクシー(玉菊交通)

タクシー運転者	ノダ ミチオ 野田 道夫	石川交通(株)
	モリタ ソトオ 盛田 外男	石川近鉄タクシー(株)
	カサハラ ユタカ 笠原 豊	宇出津タクシー(株)
トラック運転者	ムラカミ アキラ 村上 晃	濃飛西濃運輸(株)
	タカマツ ケンジ 高松 憲二	濃飛西濃運輸(株)
	ハマヤマ マサハル 浜山 正治	星崎運輸(株)
	クサカ タカシ 日下 孝	是則北陸運輸(株)
自動車整備士	ヤマセ ユウイチ 山瀬 裕一	ネットトヨタ石川(株)
	イダ スミオ 井田 寿美郎	ネットトヨタ石川(株)
	イケダ コウジ 池田 浩二	石川トヨタ自動車(株)
整備従事者	タヌン イチロウ 田主 一郎	石川日産自動車販売(株)

(優良事業者表彰)

当局管内において安全対策及び環境対策等への貢献が顕著により、下記の自動車関係事業者を平成25年11月1日付けで表彰した。

記

平成25年 優良事業者表彰受賞者名簿

○安全対策への貢献（所定の期間内において有責事故の発生がなかった）

事業種別	事業者名	無事故期間	県別
一般貸切	株式会社伏木ポートサービス	平成21年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	株式会社なぎさ交通	平成21年9月1日～平成25年8月31日	富山
特定旅客	黒部警備株式会社	平成20年9月1日～平成25年8月31日	富山
乗用	高岡交通株式会社	平成22年9月1日～平成25年8月31日	富山

〃	富タク大沢野交通株式会社	平成20年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	婦中交通株式会社	平成20年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	くろべ交通株式会社	平成20年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	有限会社入善タクシー	平成20年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	上市交通株式会社	平成20年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	平和交通株式会社	平成20年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	福光タクシー株式会社	平成20年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	株式会社石動タクシー	平成20年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	サクラ交通株式会社	平成19年9月1日～平成25年8月31日	富山
貨物	魚津運輸株式会社	平成19年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	丸栄運輸機工株式会社	平成19年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	戸出運輸株式会社	平成19年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	北信運輸株式会社	平成19年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	北陸日本海油送株式会社	平成19年9月1日～平成25年8月31日	富山
〃	有限会社昭和運輸	平成19年9月1日～平成25年8月31日	富山

○環境対策への貢献（環境に優しい自動車整備事業場）

長野県

事業者の氏名又は名称	事業場の名称
アルピコ自工株式会社	アルピコ自工株式会社長野事業所
有限会社松山オート	有限会社松山オート
須高自動車協業組合	須高自動車協業組合
草軽交通株式会社	草軽交通株式会社
東信自動車整備協同組合	東信自動車整備協同組合
ツカサ工業株式会社	ツカサ工業株式会社

株式会社マルエー・アダチ	株式会社マルエー・アダチ
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央上高田店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央運動公園店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央上田常入店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央小諸インター店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央佐久店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央 ホンダオートテラス長野中央店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央南長野店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央 ホンダオートテラス上田店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央中野西店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央 ホンダオートテラス佐久中央店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央上田常田店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央南店
株式会社ホンダカーズ長野中央	(株)ホンダカーズ長野中央千曲内川店

石川県

事業者の氏名又は名称	事業場の名称
株式会社中川自動車	株式会社中川自動車
株式会社ホンダカーズ石川南	Honda Cars 石川南 ボディサービス
石川ヤナセ株式会社	メルセデス・ベンツ金沢
北陸スバル自動車株式会社	北陸スバル自動車(株)金沢西店
株式会社スズキ自販北陸	(株)スズキ自販北陸 金沢中央
株式会社スズキ自販北陸	(株)スズキ自販北陸 羽咋営業所

○自動車販売事業の的確かつ健全な運営及び行政の円滑な実施への貢献

事業種別	事業者名	功績内容	県別
販売	石川日野自動車株式会社	自動車登録業務の月末集中の解消及び平準化に対し積極的に協力し、自動車販売事業の確かつ健全な運営及び行政の円滑な実施への貢献が顕著	石川

○平成25年自動車関係功労者大臣表彰

自動車関係事業に多年精励され、功績顕著である下記の方々が、平成25年10月28日国土交通大臣から表彰された。

【事業功労】

業種	氏名	職名	現住所
タクシー	相澤 勝彦	北安観光タクシー(株) 代表取締役社長	長野
	岸本 啓	金沢交通(株) 代表取締役	石川
トラック	岩下 勝美	アート梱包運輸(株) 代表取締役社長	長野
	小杉 紘平	魚津運輸(株) 代表取締役社長	富山
整備	井堀 雅秀	菅平トヨタ整備(株) 代表取締役	長野
	齋藤 一彦	(有)齊藤自動車 代表取締役	長野
	村西 範政	新光モータース(株) 代表取締役	富山
	山本 欽次	(有)ロイヤル商会 取締役会長	石川
	武部 保	(株)オートサービス武部 代表取締役	石川
販売	勘田 正人	トヨタカローラ石川(株) 代表取締役社長	石川

【永年勤続功労】

業 種	氏 名	所 属 職 名	現住所
タクシー	西山 興治	個人タクシー 運転者	新潟
	牧村 外行	富山交通(株) 運転者	富山

○平成25年秋の叙勲受章者

旭 日 双 光 章	岩 崎 孝	73歳
	パイオニア運輸(株) 代表取締役 (一社) 富山県トラック協会副会長	
旭 日 双 光 章	牛 山 英一	72歳
	諏訪倉庫(株)社長 長野県倉庫協会会長	
旭 日 双 光 章	木 村 英太郎	77歳
	力屋観光汽船(株)社長 北陸信越旅客船協会副会長	
旭 日 双 光 章	古 條 正行	72歳
	(株)古城自動車ボデー製作所代表取締役 長野県自動車車体整備協同組合理事長	

平成25年11月3日付 (内閣)

○平成25年秋の褒章受章者

黄 綬 褒 章	中 野 武道	65歳
	(有)中野自動車 自動車検査員	

平成25年11月3日付 (内閣)

○ 公 示

公 示

公 示 第 5 8 号

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第11号）を別紙のとおり一部改正する。

平成25年10月31日

北陸信越運輸局長事務代理 石川 成雄

別紙 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」

新	旧
<p data-bbox="395 981 533 1010">公 示</p> <p data-bbox="140 1059 272 1088">公示第11号</p> <p data-bbox="164 1135 767 1164">一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="140 1211 791 1314">一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="204 1402 400 1431">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="483 1476 783 1505">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="451 1552 478 1581">記</p> <p data-bbox="145 1628 732 1657">1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）</p> <p data-bbox="153 1704 367 1733">(1)～(6) (略)</p> <p data-bbox="153 1780 336 1809">(7) 管理運営体制</p> <p data-bbox="161 1818 261 1848">① (略)</p> <p data-bbox="161 1856 791 1960"><u>② 安全管理規程を定め、安全統括管理者を選任する計画があり、安全統括管理者として就任することを証する就任承諾書の提出があること。</u></p> <p data-bbox="161 1968 791 2072">③ 営業所ごとに、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第47条の9に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画が</p>	<p data-bbox="1054 981 1192 1010">公 示</p> <p data-bbox="802 1059 935 1088">公示第11号</p> <p data-bbox="826 1135 1430 1164">一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="802 1211 1453 1314">一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="866 1402 1062 1431">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1121 1476 1422 1505">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1110 1552 1137 1581">記</p> <p data-bbox="807 1628 1385 1657">1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）</p> <p data-bbox="815 1704 1029 1733">(1)～(6) (略)</p> <p data-bbox="815 1780 999 1809">(7) 管理運営体制</p> <p data-bbox="823 1818 924 1848">① (略)</p> <p data-bbox="823 1968 1453 2072">② 営業所ごとに、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第47条の9に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画が</p>

あり、運行管理者の資格要件を証する運行管理者資格者証の写し及び運行管理者として就任することを証する就任承諾書の提出があること。

④ 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

また、複数の運行管理者を選任する営業所にあつては、運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。

⑤ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所との連絡網が規定されている等、常時密接な連絡をとれる体制が整備されているとともに、原則として、対面による点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。

なお、対面して行うことが困難であると認められる場合にあつては、電話等の方法により行うこと。

⑥ 事故防止等についての教育及び指導體制を備え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。

なお、事故防止等についての教育及び指導體制には、旅客又は公衆に対する公平かつ懇切な取扱いに関するものも含むものであること。

⑦ 上記③～⑥の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。

⑧ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。

ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

⑨ 運輸規則第3条の規定するところにより、利用者等からの苦情を処理することが可能な体制が整備されていること。

(8) 運転者

① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があり、運転者の資格を証する運転免許証の写し及び運転者として就任することを証する就任承諾書の提出があること。

② (略)

(9) 資金計画

① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の(イ)～(ト)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

(イ) 車両費……取得価額（未払金を含む。）又はリースの場合は1年分の賃借料等

(ロ) 土地費……取得価額（未払金を含む。）又は1年分の賃

あること。

③ 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

また、複数の運行管理者を選任する営業所にあつては、運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。

④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所との連絡網が規定されている等、常時密接な連絡をとれる体制が整備されているとともに、原則として、対面による点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。

なお、対面して行うことが困難であると認められる場合にあつては、電話等の方法により行うこと。

⑤ 事故防止等についての教育及び指導體制を備え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。

なお、事故防止等についての教育及び指導體制には、旅客又は公衆に対する公平かつ懇切な取扱いに関するものも含むものであること。

⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。

⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。

ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

⑧ 運輸規則第3条の規定するところにより、利用者等からの苦情を処理することが可能な体制が整備されていること。

(8) 運転者

① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。

② (略)

(9) 資金計画

① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の(イ)～(ト)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

(イ) 車両費……取得価格（未払金を含む。）又はリースの場合は1年分の賃借料等

(ロ) 土地費……取得価格（未払金を含む。）又は1年分の賃

借料・敷金等

(ハ) 建物費……取得価額（未払金を含む。）又は1年分の賃借料・敷金等

(ニ) 機械器具及び取得価額（未払金を含む。）
び什器備品

(ホ) 運転資金……人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分

(ヘ) 保険料等……保険料及び租税公課（1年分）

(ト) その他……創業費等開業に要する費用（全額）

② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の(イ)～(ハ)の合計額とする。

(イ) ①(イ)に係る頭金及び6か月分の分割支払金、又はリースの場合は6か月分の賃借料等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)と同額とする。

(ロ) ①(ロ)及び(ハ)に係る頭金及び6か月分の分割支払金、又は6か月分の賃借料及び敷金等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ロ)及び(ハ)と同額とする。

(ハ) ①(ニ)～(ト)に係る合計額

③～④ (略)

(10) 法令遵守

① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の代表権を有する常勤の役員（取締役会非設置会社など代表取締役を選定していない申請者である場合は取締役を代表者とみなし、申請時に法令試験を受験する役員が代表権を有していない又は非常勤である場合は法令試験実施日までに代表権を有する常勤役員であることを証するに足る書面（登記事項証明書、常勤・非常勤の別を記載する欄を設けた役員名簿）の提出があること。）のうち1名が、一般貸切旅客自動車運送事業を適正に遂行するために必要な法令の知識を有する者であること。

なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。

② (略)

③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。以下「申請者等」という。）が、以下の(イ)～(チ)のすべてに該当する等、法令遵守の点で問題がないこと。

(イ)～(ト) (略)

(チ) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則、及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

借料・敷金等

(ハ) 建物費……取得価格（未払金を含む。）又は1年分の賃借料・敷金等

(ニ) 機械器具及び取得価格（未払金を含む。）
び什器備品

(ホ) 運転資金……人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分

(ヘ) 保険料等……保険料及び租税公課（1年分）

(ト) その他……創業費等開業に要する費用（全額）

② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の(イ)～(ハ)の合計額とする。

(イ) ①(イ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又はリースの場合は2か月分の賃借料等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)と同額とする。

(ロ) ①(ロ)及び(ハ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は2か月分の賃借料及び敷金等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ロ)及び(ハ)と同額とする。

(ハ) ①(ニ)～(ト)に係る合計額

③～④ (略)

(10) 法令遵守

① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員で専従する役員のうち1名が、一般貸切旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。

なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。

② (略)

③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。以下「申請者等」という。）が、以下の(イ)～(チ)のすべてに該当する等、法令遵守の点で問題がないこと。

(イ)～(ト) (略)

(チ) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則、及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

<p>(11) 損害賠償能力</p> <p>旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号 <u>（平成25年国土交通省告示第1071号改正）</u>）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。</p> <p>ただし、公営の事業者は、この限りではない。</p> <p>(12) (略)</p> <p>2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）</p> <p>(1) 1. (1)～(9)、(11)及び(12)①の定めるところに準じて審査するものとする。</p> <p><u>この場合において、1. (9)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業規模の拡大となる申請（営業区域の拡大、営業所の新設、並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大に伴うものに限る。）及び収容能力の拡大に係るもの）については、申請者等が次の①～⑧のすべてに該当するものであること等、法令遵守の点で問題のないこと。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 旅客自動車運送事業等報告規則、貨物自動車運送事業報告規則、<u>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則</u>及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）</p> <p>事業を譲り受けようとする者について、1. (1)～(12)の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。</p> <p><u>ただし、譲受人が一般貸切旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）の場合には、1. (9)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(1) 譲受人が、<u>一般貸切旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）</u>の場合には、当該譲受人に対して実施する1. (10)①の法令試験を省略する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）</p>	<p>(11) 損害賠償能力</p> <p>旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。</p> <p>ただし、公営の事業者は、この限りではない。</p> <p>(12) (略)</p> <p>2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）</p> <p>(1) 1 (1)～(9)、(11)及び(12)①の定めるところに準じて審査するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業規模の拡大となる申請（営業区域の拡大、営業所の新設、並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大に伴うものに限る。）及び収容能力の拡大に係るもの）については、申請者等が次の①～⑧のすべてに該当するものであること等、法令遵守の点で問題のないこと。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 旅客自動車運送事業等報告規則、貨物自動車運送事業報告規則、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）</p> <p>事業を譲り受けようとする者について、1. (1)～(12)の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。</p> <p>(1) 譲受人が、一般貸切旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）の場合には、当該譲受人に対して実施する1. (10)①の法令試験を省略する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）</p>
--	---

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1. (1) ~ (12) の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。

ただし、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1. (9) ②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(1) 合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する1. (10) ①の法令試験を省略する。

(2) ~ (3) (略)

6. ~10. (略)

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 事案処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は『「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱いについて』（平成14年1月31日付け国自旅第163号）により取扱うこととし、当該通達は申請窓口に備え置くものとする。
3. 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成14年1月31日付け公示第110号）は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則（平成16年7月27日付け公示第52号で一部改正）

この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成17年4月28日付け公示第9号で一部改正）

この公示は、平成17年4月28日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成18年1月27日付け公示第101号で一部改正）

この公示は、平成18年2月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成18年9月29日付け公示第65号で一部改正）

この公示は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成19年8月6日付け公示第56号で一部改正）

1. この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1. (1) ~ (12) の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。

(1) 合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する1. (10) ①の法令試験を省略する。

(2) ~ (3) (略)

6. ~10. (略)

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 事案処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は『「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱いについて』（平成14年1月31日付け国自旅第163号）により取扱うこととし、当該通達は申請窓口に備え置くものとする。
3. 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成14年1月31日付け公示第110号）は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則（平成16年7月27日付け公示第52号で一部改正）

この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成17年4月28日付け公示第9号で一部改正）

この公示は、平成17年4月28日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成18年1月27日付け公示第101号で一部改正）

この公示は、平成18年2月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成18年9月29日付け公示第65号で一部改正）

この公示は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成19年8月6日付け公示第56号で一部改正）

1. この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月30日付け公示第33号で一部改正）

この公示は、平成20年7月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成21年9月30日付け公示第62号で一部改正）

この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成25年10月31日付け公示第58号で一部改正）

この公示は、平成25年11月1日以降に受理する申請から適用する。

別記様式

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

(単位：円)

項目	所要資金額	事業開始当期に要する資金	備考
車 両 費	(取得価額(含未払金)) (1年分のリース料)	(分割の場合資金及び6月分の賃借料、ただし、一括払いの場合は左欄と同額) (6月分のリース料)	
土 地 費	(取得価額(含未払金)) (1年分の賃借料)	(分割の場合資金及び6月分の賃借料、ただし、一括払いの場合は左欄と同額) (6月分の賃借料)	
建 物 費	(取得価額(含未払金)) (1年分の賃借料)	(分割の場合資金及び6月分の賃借料、ただし、一括払いの場合は左欄と同額) (6月分の賃借料)	
機械器具及び什器備品	(取得価額(含未払金))	(左欄と同額)	
運 転 資 金			
・運送費			
┆人件費	(2月分)		
┆燃料油脂費	(2月分)		
┆修繕費	(2月分)		
┆その他経費	(2月分)		
・管理経費			
┆人件費	(2月分)		
┆その他経費	(2月分)		
計		(左欄と同額)	
保 険 料 等			
┆自賠責保険料	(1年分)		
┆任意保険料	(1年分)		
┆自動車重量税	(1年分)		
┆自動車税	(1年分)		
┆自動車取得税	(全額)		
┆登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
その他創業費等	(全額)	(左欄と同額)	
合 計			
50%相当額			
自己資金額			

注1) 譲渡譲受事案の場合、譲渡譲受契約で取得する事業用資産等については、備考欄にその旨を記入する。
注2) その他、備考欄には、内訳等を適宜記載する。

2. (略)

附 則（平成20年6月30日付け公示第33号で一部改正）

この公示は、平成20年7月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成21年9月30日付け公示第62号で一部改正）

この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。

別記様式

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

(単位：円)

項目	所要資金額	事業開始当期に要する資金	備考
車 両 費	(取得価格(含未払金)) (1年分のリース料)	(分割の場合資金及び2月分の賃借料、ただし、一括払いの場合は左欄と同額) (2月分のリース料)	
土 地 費	(取得価格(含未払金)) (1年分の賃借料)	(分割の場合資金及び2月分の賃借料、ただし、一括払いの場合は左欄と同額) (2月分の賃借料)	
建 物 費	(取得価格(含未払金)) (1年分の賃借料)	(分割の場合資金及び2月分の賃借料、ただし、一括払いの場合は左欄と同額) (2月分の賃借料)	
機械器具及び什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)	
運 転 資 金			
・運送費			
┆人件費	(2月分)		
┆燃料油脂費	(2月分)		
┆修繕費	(2月分)		
┆その他経費	(2月分)		
・管理経費			
┆人件費	(2月分)		
┆その他経費	(2月分)		
計		(左欄と同額)	
保 険 料 等			
┆自賠責保険料	(1年分)		
┆任意保険料	(1年分)		
┆自動車重量税	(1年分)		
┆自動車税	(1年分)		
┆自動車取得税	(全額)		
┆登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
その他創業費等	(全額)	(左欄と同額)	
合 計			
50%相当額			
自己資金額			

注1) 譲渡譲受事案の場合、譲渡譲受契約で取得する事業用資産等については、備考欄にその旨を記入する。
注2) その他、備考欄には、内訳等を適宜記載する。

2. (略)

公 示

公 示 第 5 9 号

「一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について」の一部改正について

「一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について」（平成14年7月1日付け公示第2号）を別紙のとおり一部改正する。

平成25年10月31日

別紙 「一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業及び1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請等に
係る法令試験の実施要領について」

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 2 号</p> <p>一般旅客自動車運送事業（<u>一般貸切旅客自動車運送事業及び1人1車制個人タクシーを除く。</u>）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について</p> <p>一般旅客自動車運送事業（<u>一般貸切旅客自動車運送事業及び1人1車制個人タクシーを除く。</u>）の許可申請等について、申請者が当該事業の遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をするための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成14年7月1日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～11. (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この取扱いは、平成14年7月1日から適用する。</p> <p>2. 「一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について（平成14年1月31日付け公示第112号）」は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。</p> <p><u>附 則（平成25年10月31日付け公示第59号で一部改正）</u> <u>この取扱いは、平成25年11月1日以降に受理する申請から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 2 号</p> <p>一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について</p> <p>一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請等について、申請者が当該事業の遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をするための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成14年7月1日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～11. (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この取扱いは、平成14年7月1日から適用する。</p> <p>2. 「一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について（平成14年1月31日付け公示第112号）」は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。</p>

公 示

公示第 60 号

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験の実施要領について

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等について、申請者が当該事業の適正な遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をするための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成25年10月31日

北陸信越運輸局長事務代理 石川 成雄

記

1. 試験の実施時期等

法令試験は、原則として毎月1回の実施とする。

なお、実施日時、場所等については、実施予定日の7日前までに申請者あて通知する。

2. 受験対象者

申請者本人（申請者が法人である場合は、その法人の代表権を有する常勤役員（取締役会非設置会社など代表取締役を選定していない申請者である場合は取締役を代表者とみなし、申請時に法令試験を受験する役員が代表権を有していない又は非常勤である場合は法令試験実施日までに代表権を有する常勤役員であることを証するに足る書面（登記事項証明書、常勤・非常勤の別を記載する欄を設けた役員名簿）の提出があること。）とする。

なお、試験当日の開始前に、当該申請に係る受験者が申請者本人であることを運転免許証等の提示により確認する。

3. 出題範囲

以下のとおりとする。

- ① 道路運送法
- ② 道路運送法施行令
- ③ 道路運送法施行規則
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥ 自動車事故報告規則
- ⑦ その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

4. 設問方式

正誤式、語群選択式及び記述式とする。

5. 出題数

30問とする。

6. 試験時間

45分とする。

7. 合格基準

正解率90%以上（27問以上の正解）を合格とする。

8. 試験問題の扱い

試験終了後速やかに回収する。

9. 合格・不合格の扱い

合格者及び不合格者に対しては速やかにその旨を通知する。

なお、試験に欠席した者については、原則として不合格として取り扱う。

ただし、事前に欠席の連絡があった場合には、試験日を再調整の上、実施する。

10. 再試験の実施

初回の試験において合格基準に達しなかった場合は、後日再試験を実施する。

再試験の実施に係る取扱いについては、1. から8. に準じて行う。

なお、再試験の実施は1回限りとする。

また、再試験の不合格者については、速やかに申請の却下処分の手続を行うこととする。

ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

11. その他

- ① 受験の際には、自動車六法等の持ち込みを認めることとする。
- ② 試験当日、受験者は筆記用具の他、運転免許証、パスポート、健康保険証等本人であることが確認できるものを持参することとする。

12. 事業の譲渡譲受（譲受人が一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切事業」という。）を営んでいる者である場合を除く。）、合併（存続法人が一般貸切事業を営んでいる者である場合を除く。）、分割（承継法人が一般貸切事業を営んでいる者である場合を除く。）及び相続（相続人が一般貸切事業を営んでいる者である場合を除く。）の認可申請は、この実施要領に準じて行う。

附 則

この取扱いは、平成25年11月1日以降に受理する申請から適用する。

○ 許 認 可 等

■ 一般貨物自動車運送事業の許可（自動車交通部）

申請者	株式会社 新輝トラック配送 発起人代表 井島 守 新潟県燕市一ノ山二丁目17番地	申請者	シンエツセラコン株式会社 代表取締役 相澤 吉久 新潟県上越市大字石橋新田111番地2
許可年月日	平成25年10月3日	許可年月日	平成25年10月10日

申請者	株式会社 ヤマショウ 代表取締役 小林 昭広 新潟県長岡市東蔵王2丁目6番28号
許可年月日	平成25年10月10日

■ 一般貨物自動車運送事業の許可（霊柩事業）（自動車交通部）
なし

■ 自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	石認証第336号
認証年月日	平成25年10月25日
事業者名	数馬 淳
事業場名	TRITON MOTORS
事業場所在地	石川県金沢市佐奇森町イ125番1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

○ 行政処分

■一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分(平成25年9月分)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 25 年 9 月 5 日	株式会社マルソー・トラ ンSPORT 代表者 渡 邊喜彦	本社営業所	輸送施設の使用停止 (120 日車)、文書警告	平成 23 年 11 月 10 日、 交通死亡事故を端緒 し、事故報告書を受理し たことから監査実施。8 件の違反が認められ た。(1)乗務時間等の基 準の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 3 条第 4 項)、(2) 点呼の実施義務違反 (複数ある場合は「等」を 付ける)(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 7 条)、(3)点呼の記録 義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第 7 条第 5 項)、(4)点呼 の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 7 条第 5 項)、(5)点呼の記録 保存義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 7 条第 5 項)、(6) 乗務等の記載事項義務 違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第 8 条)、(7)運行管理者の 補助者要件違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第 18 条第 3 項)、 (8)運転者に対する指 導監督違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第 10 条第 2 項)	12	12
	新潟県三条市大字福 島新田丁 680	新潟県三条市大字福 島新田丁 680	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			
平成 25 年 9 月 26 日	株式会社萩浦興産 代 表者 黒田敏雄	本社営業所	文書警告	平成 25 年 5 月 10 日、 中型免許無資格運転で 接触事故を惹起したと 公安委員会から通知が	0	0

	富山県富山市東富山 寿町 1-3-15	富山県富山市東富山 寿町 1-3-15	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項	あったことから監査実施。1 件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項)		
--	------------------------	------------------------	---------------------------	---	--	--

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■一般乗合自動車運送事業者に対する行政処分(平成25年9月分)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 25 年 9 月 5 日	新潟交通株式会社 代 表者 佐藤丈二	新潟南部営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)、文書警告	平成 23 年 9 月 22 日、 バスを降車した乗客との 接触事故により重傷とな ったことから監査実施。2 件の違反が認められ た。(1)事故惹起運転者 に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業 運輸規則第 38 条第 2 項)、(2)運転者に対す る指導監督違反(旅客 自動車運送事業運輸規 則第 38 条第 1 項)	11	2
	新潟県新潟市中央区 万代 1-6-1	新潟県新潟市江南区 亀田工業団地 2-1-7	道路運送法第 27 条第 1 項			
平成 25 年 9 月 13 日	アルピコ交通株式会社 代表者 古田龍治	長野営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 24 年 4 月 25 日、 事業計画変更認可を受け ずに運行を行っていたと の自主申告があったこと から監査実施。1 件の違反が認められ た。(1)事業計画の変更 認可違反(道路運送法 第 15 条第 1 項)	2	2
	長野県松本市井川城 2-1-1	長野県長野市小島田 町 2131-1	道路運送法第 15 条第 1 項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■一般貸切自動車運送事業者に対する行政処分(平成25年9月分)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数

	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 25 年 9 月 24 日	有限会社美湾荘 代表者 多田計介	本社営業所	輸送施設の使用停止 (130 日車)、文書警告	平成 23 年 12 月 16 日、重点監査の対象となったことから監査実施。11 件の違反が認められた。(1)無車検運行違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条、道路運送車両法第 58 条第 1 項)、(2)整備管理者の選任違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条、道路運送車両法第 50 条第 1 項)、(3)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 26 条第 1 項)、(4)運行記録計による保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 26 条第 1 項)、(5)定期点検整備の実施違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条、道路運送車両法第 48 条)、(6)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 4 項)、(7)乗務等の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 25 条)、(8)整備管理者の解任未届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条、道路運送車両法第 52 条)、(9)事業計画の変更認可違反(道路運送法第 15 条第 1 項)、(10)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 4 項)、(11)点呼の記録保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 4 項)	13	13
	石川県七尾市和倉町和歌崎 3-1	石川県七尾市和倉町和歌崎 3-1	道路運送法第 27 条第 1 項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

北陸信越運輸局管内に営業所がある累積点数21点以上の事業者（平成25年9月30日現在）

旅客自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般乗用	株式会社三洋タクシー	新潟県新潟市東区藤見町 2-6-5	47	無認可運賃
一般乗用	日の出交通株式会社	新潟県新潟市中央区神道寺南 1-2-18	21	無認可運賃

貨物自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般貨物	泉運送株式会社	新潟県上越市福橋字前田 719-4. 718-1	72	運転者過労防止義務違反
一般貨物	宮一産業株式会社	富山県射水市手崎 1478-2	35	運転者過労防止義務違反
一般貨物	レンゴー青果運輸株式会社	長野県上田市秋和 531-1	32	過積載違反
一般貨物	株式会社豊明運輸	新潟県新潟市北区島見町 2434-52	32	運転者過労防止義務違反
一般貨物	呉西トナミ運輸株式会社	富山県高岡市上四屋 4-42	27	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社北都富山 (現 株式会社北都高速運輸倉庫富山)	富山県砺波市狐島 350-1	27	運転者過労防止義務違反
一般貨物	丸福物流サービス有限会社	石川県金沢市専光寺町そ 100	26	運転者過労防止義務違反
一般貨物	新潟三和運輸有限会社	新潟県三条市大字一ツ屋敷新田 607-1	26	運転者過労防止義務違反
一般貨物	新発田陸送株式会社	新潟県新発田市日渡 131	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	武石運輸株式会社	長野県上田市下武石 30	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社高田運送	富山県高岡市立野 2714	22	運転者過労防止義務違反
一般貨物	豊商運輸株式会社	富山県滑川市東金屋 146	22	運転者過労防止義務違反

一般貨物	株式会社物流チショウ	石川県小松市上牧町ハ172	22	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社協力運輸	長野県安曇野市明科中川手 5453-1	21	定期点検未実施